



大津町まちづくり基本条例の素案にご意見をお寄せください

町では、町民の皆さんと協働のまちづくりをすすめるため、平成19年4月からまちづくり基本条例検討委員会を設置して、「大津町まちづくり基本条例」の策定作業を進めてきました。このほど、この条例の素案が完成しましたので、そのあらましをお知らせします。皆さんのご意見をお寄せください。

まちづくり基本条例とは

地方分権が進展する中、地域のまちづくりは、自らの意思と責任で取り組むことがこれまで以上に求められています。

「まちづくり基本条例」は、町民と町が互いに力を合わせて分権時代にふさわしいまちづくりを進めるため、それぞれの役割や住民参画のルール、町の仕事の進め方など、まちづくりの基本的事項について定めるものです。

皆さんの思いをまちづくり基本条例に

「わたしたちのまち 大津」をこんな町にしたいという皆さん

の思いをまちづくり基本条例に反映させていきたいと思えます。皆さんの条例の素案に対するご意見をお待ちしています。

資料の入手方法

条例の素案は、町のホームページや「平成20年度大津町予算概要」としのまちのしごと」の冊子（5月末に作成）に掲載し、希望者には企画課で配布します。

意見の提出方法

様式は自由です。表題に「まちづくり基本条例素案への意見」と記入し、郵便、ファクス、電子メール（それぞれ住所・氏名を記入）で、企画課までお寄せください。

大津町まちづくり基本条例 素案の概要

1 前文

前文には、まちづくりの基本理念として、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りの持てる町 おおづ」の実現を目指すことや、この条例がすべての大津町民に共有され遵守される最高規範であることなどを盛り込んでいます。

I 総則

2 条例の目的

町民と町のそれぞれの役割と責務を明確にし、協働して自立した地域社会の実現を図ることを目的としています。

3 条例の位置づけ

他の条例や規則の策定等は、この条例の趣旨を最大限尊重するように定めています。

4 用語の定義

この条例の中で使われる「町民」「町」「協働」「まちづくり」などの重要な用語を定義しています。

II まちづくりの基本原則

5 まちづくりの基本原則

まちづくりの基本理念を実現するための4つの原則を掲げています。

- 「住民自治の原則」…まちづくりの主体は町民である
- 「情報共有の原則」…まちづくりに関する情報を共有
- 「参画の原則」…まちづくりは町民の参画を得て行う
- 「協働の原則」…協働してまちづくりを行う

III 町民の権利と責務

6 町民の権利

町民の持つ、安全に安心して暮らす権利や、情報を知る権利、まちづくりに参画する権利などを定めています。

7 町民の役割と責務

町民は、まちづくりの主体であること、自らの発言と行動に責任を持つことなどを定めています。

IV 町議会及び町長等の役割と責務

8 議会の役割と責務

行政運営についての調査・監視、議会活動についての説明責任などについて定めています。

9 町長の役割と責務

リーダーとしての自覚や、公正かつ誠実な行政運営、町の職員の適切な指揮監督などについて定めています。

10 職員の役割と責務

職員が誠実かつ効率的に職務を行うことや、常に自己研磨に努めなければならないことなどを定めています。

V 町政の組織及び運営

11 行政組織・運営

行政組織としての役場のあり方や、その運営についての原則を定めています。

12 情報公開・情報共有

情報共有を実現するため、まちづくりに関する情報を積極的に公開することについて定めています。

13 個人情報の保護

個人情報の保護について、必要な措置を講じることについて定めています。

14 説明責任・応答責任

町政について町民に分かりやすく説明する責任や、意見・要望・苦情などに迅速かつ誠実に対応する責任について定めています。

15 総合計画

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための総合計画策定について定めています。

16 行政評価

大津町が行う施策や個々の事務事業を、効率的かつ効果的に行われているかどうかを評価する行政評価について定めています。

17 財政運営

計画的な財政運営を行うこと、財政状況を分かりやすく公表することなどについて定めています。

18 行政手続

行政運営における公正の確保と、透明性の向上による町民の権利利益の保護について定めています。

19 コミュニティ

自治の基盤となるコミュニティ（自治会や町民活動団体など）について、その役割や、守り育てていくための仕組みについて定めています。

20 審議会等

政策決定に大きな役割を果たしている審議会等について、町民参加の方法や公開について定めています。

21 自治体等との連携

広域的に対処しなければならない課題などに対応するため、他の自治体などとの交流や協力することについて定めています。

VI 住民投票

22 住民投票

町政において重大な問題がある場合、直接住民が投票して意見を問うことができる住民投票について定めています。

VII 条例の見直し

23 条例の見直し

社会情勢の変化などにより、必要に応じてこの条例の見直しや改正手続きをすることについて定めています。

まちづくりの基本原則

人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りの持てる町 おおづ」を実現するために、大津町まちづくり基本条例は、「住民自治」「情報共有」「参画」「協働」の4つの原則を、大きな柱（基本的な考え方）として掲げています。

用語の解説

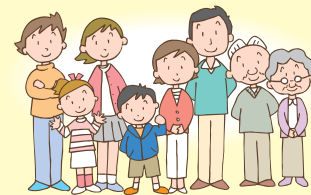
【自治】 町民が町政に参加し、その意思と責任に基づき町政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進すること。

【参画】 行政が決めたことに参加することだけでなく、町の政策立案から実施、評価までの各段階に、主体的に参加すること。

【協働】 町民、議会及び行政が、それぞれの役割と責任を自覚し、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動すること。

住民自治の原則

まちづくりは、町民自らが、家庭、職場及び地域社会の中で、住民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動するものとしします。



情報共有の原則

まちづくりは、町民と町がともに一体となって、まちづくりに関する情報を共有して行うものとしします。



参画の原則

まちづくりは、男女が共にその個性と能力を発揮し、町民の意思を反映させるため、町民の参画を得ながら行うものとしします。



協働の原則

まちづくりは、町民と町がそれぞれの責任と役割分担を認識し、相互理解と信頼関係を深めながら協働することにより行うものとしします。

